

議案第48号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定


道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R4-7	2229番20から 世田谷区北烏山七丁目 2229番20地先無番の内まで	北烏山七丁目 14番から 12番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
246.92	6.00から 7.39まで	1545.97	未整備

案内図

 新たに認定する特別区道路線(区域決定)

街区 北烏山七丁目14番から12番まで

